

様式第1号（第6条関係）

敦賀市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

住所 _____

申請者 団体名 _____

TEL _____

責任者名 _____

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的			
使用日時	年 月 日() 時 分から 午前、午後、夜間、全日 年 月 日() 時 分まで		
使用室名	研修室1	研修室2	研修室3
使用備品名			
冷暖房の有無	要 否	入場予定人員	人
受付	年 月 日	決 定 区 分	
	第 号	許 可、 不 許 可	
摘 要	使 用 料		円
	徴収番号		番

裏面をよく読んでからご記入下さい。

申込方法及び注意事項

- 1 受付は使用される日の前6ヶ月から前3日までの間に行います。なお、引続き5日間を超えて使用することはできません。受付時間は8:30~17:00です。(休館日は受付いたしません。)間違いを防ぐため電話、郵便、口頭等での申込みは、受付いたしませんので直接ご来館のうえ所定の使用許可申請書をご提出下さい。
- 2 次の場合は使用許可されません。
 - (1) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
 - (2) 特定の宗教に利用されると認めるとき。
 - (3) 特定の政治団体に利用されると認めるとき。
 - (4) 施設、附属設備及び器具等を損壊又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。
- 3 使用料は、許可書交付後、直ちに納付していただき、原則として払いもどしいたしません。
- 4 使用時間には、準備や後始末に要する時間も含んでおりますから注意してください。
- 5 使用にあたって特別な設備、器具を設置し、施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ許可を受けて下さい。
- 6 建物、付属設備、備品等を損壊又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従って下さい。なお、市長の定める額を賠償をしなければなりません。
- 7 使用の権利を転貸したり、譲渡したりすることはできません。